

八代市監査委員公告第2号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定期監査の結果に対する措置状況を、別紙のとおり公表します。

令和5年2月24日

八代市監査委員	江	崎	眞	通
八代市監査委員	上	原		治
八代市監査委員	谷	川		登

定期監査結果に対する

措置状況

(令和5年2月)

八代市監査委員

# 目 次

## 措置の内容

### 【平成30年度実施分】

- ◆ 東陽支所地域振興課 . . . . . 1

### 【令和3年度実施分】

- ◆ 市民活動政策課 . . . . . 2
- ◆ 土木課 . . . . . 3
- ◆ 住宅課 . . . . . 5
- ◆ 生涯学習課 . . . . . 6
- ◆ 博物館 . . . . . 7
- ◆ 観光・クルーズ振興課 . . . . . 8

### 【令和4年度実施分】

- ◆ 千丁支所地域振興課 . . . . . 10
- ◆ 鏡支所地域振興課 . . . . . 12
- ◆ 鏡支所市民環境課 . . . . . 14
- ◆ 議会事務局 . . . . . 16
- ◆ 財産経営課 . . . . . 18
- ◆ フードバレー推進課 . . . . . 21
- ◆ 下水道建設課 . . . . . 23
- ◆ 水道局 . . . . . 24

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 東陽支所地域振興課  
監査対象年度 平成29年度  
監査実施期間 平成30年4月13日 ～ 平成30年5月14日

指摘事項	<p>①河俣集会所の利用に際して、申請書の提出がないまま、慣例的に利用が認められていた。また、八代市東陽町河俣集会所条例に減免規定がないにもかかわらず、使用料が徴収されていなかった。これらのことについては、平成26年度の定期監査時に条例の改正等を含め、検討を依頼していたが、現在も同じ状況となっている。</p> <p>河俣集会所の今後のあり方について検討を行い、条例の改正等の必要な手続きを行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>河俣集会所は昭和34年（1959年）に住民の福祉増進を目的に設置されましたが、建築後63年が経過し老朽化している状況にあります。</p> <p>これまで河俣集会所の今後のあり方について地元と協議を重ね、「河俣集会所を解体撤去する」ことで方針がまとまりましたので、条例改正等を行わず、解体撤去に向けた予算措置及び条例の廃止手続きを進めてまいります。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

課 かい 名            市民活動政策課  
監査対象年度        令和2年度  
監査実施期間        令和3年9月29日 ～ 令和3年10月18日

指摘事項	<p>① 新八代駅東口駐車場の使用料については、駐車場管理業務委託の受託業者に歳入の収納事務が委託され、八代市会計規則第17条に規定された事項を内容とする契約は締結してあるものの、告示、公表及び収納委託証の交付が行われていなかった。</p> <p>地方自治法施行令第158条第2項において、「歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。」とされ、八代市会計規則第17条には、私人に歳入の徴収又は収納の事務を委託するときは、収納委託証を交付するものと規定されている。</p> <p>地方自治法施行令及び八代市会計規則に基づき、適正な事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>新八代駅東口駐車場の使用料については、地方自治法施行令第158条第2項及び八代市会計規則第17条に基づき、委託した旨の告示、駐車場内での公表及び収納委託証の交付を行いました。</p>
指摘事項	<p>② コミュニティセンター一部管理業務委託発注において、コミュニティセンター使用料徴収業務を住民自治協議会に委託してあるが、委託した旨の告示、公表及び収納委託証の交付が行われていなかった。</p> <p>地方自治法施行令第158条第2項においては、「歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。」と規定され、八代市会計規則第17条において「私人に歳入の徴収又は収納の事務を委託するときは（中略）収納委託証を交付するものとする。」と規定されている。</p> <p>地方自治法施行令及び八代市会計規則に基づき、適正な事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>コミュニティセンター一部管理業務委託発注については、地方自治法施行令第158条第2項及び八代市会計規則第17条に基づき、委託した旨の告示、公表及び収納委託証の交付を行いました。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

課 かい 名            土木課

監査対象年度        令和2年度

監査実施期間        令和3年10月21日 ～ 令和3年11月16日

指 摘 事 項	<p>① 土木課が取扱う歳入事務において、次のような不適切な事務処理が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 道路占用料及び法定外公共物占用料の調定日が許可日となっていないもの</li><li>(2) 樋門樋管管理委託納付金の調定日が契約締結日となっていないもの</li><li>(3) 土砂災害危険住宅移転促進事業補助金の繰越調定時期が誤っているもの</li><li>(4) 道路占用料等の納入期限が関係規定に基づいていないもの</li></ul>
改 善 内 容	<p>上記の指摘事項についての措置改善は、以下とおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 令和3年度からは、道路占用及び法定外公共物占用の許可日と同日で調定の処理をしております。</li><li>(2) 令和3年度からは、当初契約日（令和3年4月1日）に調定し、増額の変更契約日（令和4年2月22日）に変更調定の処理をしております。</li><li>(3) 令和3年度処理分の事故繰越（令和元年度予算分）については、その年の4月1日付けにて繰越調定の処理をし、繰越明許（令和2年度予算分）については、その年の6月1日付けで繰越調定の処理をしております。</li><li>(4) 令和4年度分については、条例で定められた期限にて通知しております。</li></ul>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">指摘事項</p>	<p>② 委託契約に関する事務において、仕様書が作成されていないものや、契約書に仕様書が添付されていないものがあった。</p> <p>このことについては、前々回、前回の定期監査において同様の指導を行っていたが、十分な改善が見られなかった。</p> <p>業務の場所や内容などを明確にした仕様書を作成し、見積りと委託業務の履行が適正に行われるよう相手方に提示する必要がある。</p> <p>今後は、「随意契約の手引」等に基づき、正確で具体的な仕様書を作成し、適切な契約事務を行っていただきたい。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">改善内容</p>	<p>上記の指摘事項についての措置改善は、以下のとおりです。</p> <p>指摘を受けた委託契約に関する事務について、令和4年度においては、業務の場所や内容などを明記した仕様書を作成し、相手方に提示するように改善しました。今後は、「随意契約の手引き」等を再度、熟読し、適正な事務処理を行うとともに、更なるチェック体制を確立し、適切な契約事務に努めます。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知します。

記

課 かい 名 住宅課  
監査対象年度 令和 2 年度  
監査実施期間 令和 3 年 10 月 21 日 ～ 令和 3 年 11 月 16 日

指摘事項	<p>① 住宅敷金の受入れと払出しの状況については、公営住宅敷金収納簿に各住宅の部屋ごとに記録してあるが、定期的な歳入歳出外現金の現在高との照合確認は、平成 25 年度に行われ、その後は行われていなかった。</p> <p>住宅敷金については、後年度において原則として返還しなければならないものがあるため、現在高や内訳等について明確に記録及び管理を行わなければならない。</p> <p>毎年度末などに照合確認を行い、適切な住宅敷金の管理を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>平成 31 年度から令和 3 年度までの各年度分住宅敷金及び公営住宅駐車場保証金の出し入れについての受払簿を作成・記録するとともに、歳入歳出外現金の現在高との照合確認を行いました。</p> <p>照合確認を行った結果、各年度分につきまして、収入済額と支払済額に誤り等はありませんでした。</p> <p>今後も毎年度末等に照合確認を行い、適切な住宅敷金の管理に努めてまいります。</p>



八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 生涯学習課  
監査対象年度 令和2年度  
監査実施期間 令和3年11月22日 ～ 令和3年12月16日

指摘事項	<p>③地区内人権教育事業の委託については、積算根拠に基づかない金額で契約が締結されていた。</p> <p>通常、委託契約については、市で事業内容に基づく仕様書を作成し、それに伴う経費を積算して契約を行うものである。</p> <p>適正な積算根拠に基づき委託契約を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった「地区内人権教育事業」については、仕様及び契約書の見直しを大幅に行いました。</p> <p>見直した内容を委託先に説明し、事業内容を示した上で、それに伴い積算した事業計画書、収支計画書などを提出していただくこととしました。また、それを受け委託契約を締結しました。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名            博物館  
監査対象年度        令和2年度  
監査実施期間        令和3年11月22日 ～ 令和3年12月16日

指摘事項	<p>① 博物館受付カウンターで販売する図録等について、販売代金の収納事務を私人に委託してあるが、「雑入」として収入されていた。</p> <p>地方自治法第158条により、歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託することができるものは限定されており、「雑入」の収納事務を私人に委託することは認められていない。</p> <p>歳入科目を財産収入の「物品売払収入」に変更し、適正な事務手続を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった図録等販売の販売代金の収納については、令和4年度予算から歳入科目を「物品売払収入」に変更し改善しました。</p>
指摘事項	<p>② 博物館友の会がミュージアムグッズ等を博物館受付カウンターで販売することについて、行政財産使用許可申請及び許可の手続が行われていなかった。</p> <p>八代市有財産取扱規則及び八代市行政財産使用料条例に基づき、必要な手続を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>行政財産使用許可申請及び許可の手続については、八代市有財産取扱規則及び八代市行政財産使用料条例に基づき、博物館友の会から申請され、許可手続を行いました。</p>

八 市 第 1 3 0 号  
令 和 5 年 1 月 1 6 日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名            観光・クルーズ振興課

監査対象年度        令和2年度

監査実施期間        令和4年1月12日 ～ 令和4年2月3日

指摘事項	<p>①ゆめ倉庫敷地内に設置されている継続分の電柱占用料について、令和2年度分が調定されておらず、令和3年6月に調定し、納入通知を行っていた。</p> <p>行政財産使用料条例において使用料の納付は前納とされており、複数年にわたって許可している電柱占用料や行政財産使用料など、年間分を一括して調定する場合は、年度当初に行うこととされているため、令和2年度分は令和2年4月1日付けで調定すべきであった。</p> <p>調定時期の遅れについては、令和元年度の定期監査においても同様の指導を行っていたが、令和3年度においても調定が遅れているものが複数あり、改善が見られなかった。</p> <p>今後、調定に係る事務処理については、担当職員だけでなく、管理監督者においても状況を把握し、適時適切な事務が継続して行われるよう指導監督を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった「ゆめ倉庫敷地内に設置されている継続分の電柱占用料」については、令和4年度から4月1日付けで調定するように改善しました。今後、調定にかかる事務処理については、担当職員と管理監督者がその状況をしっかりと把握し、適時適切な事務が出来るように取り扱います。</p>

指摘事項	<p>② 新八代駅の観光物産案内所を兼ねたテナント運営業務委託契約は、行政財産の貸付契約を兼ねた契約書となっているが、プロポーザル方式による受託者側の企画・提案により委託料が発生しないことから、契約書には受託者が支払う年間負担金額（貸付金等）の記載のみで、委託料について明記されていなかった。</p> <p>委託業務は、仕様書及び契約書において、契約の内容を明確にする必要があり、契約書には、業務委託料が契約金額として発生しない旨を記載するべきであった。</p> <p>今後は、契約書等により委託内容の明確化に努め、適切な契約事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>観光物産案内所業務委託料に関しましては、次回契約時（契約期間：令和5年8月から3年間）において、仕様書及び契約書に「観光物産案内所の業務に関する経費については、テナントの売上げ収入から賄うものとする。」ことを明記し、契約の内容を明確にしたうえで、適正な事務手続を行います。</p>

指摘事項	<p>③ ヘルスツーリズムプログラム開発及び商品造成等業務委託について、委託業務のうちプログラム開発やセミナーの実施等の業務を、第三者に再委託されていたが、受託者から市に対する承認申請はされておらず、承諾がないまま再委託が行われていた。</p> <p>委託契約約款において、ただし書きはあるものの、再委託は原則禁止とされており、できる限り再委託とならないようにする必要がある。</p> <p>ただし書きの規定に基づき、やむを得ず業務の一部を他の業者へ再委託を行う場合は、契約予定金額等の情報を漏れなく入手した上で、再委託の妥当性・必要性などの必要事項の審査を適切に行い、再委託の承諾を行うようにしていただきたい。</p>
改善内容	<p>委託の必要性を精査したところ、本業務のうち「八代市ヘルスツーリズム計画策定等業務」については、国内各地の健康食をリサーチする必要がある、ノウハウがある（株）JTB等に再委託することもやむを得ないと考察される案件でした。</p> <p>しかし、再委託承認申請書を受理しておらず、承認もしていなかったことから、今後は再委託承認申請書を定めて、相手方に提出を求め、再委託の妥当性等を審査したうえで、再委託の承認を行うようにします。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 千丁支所 地域振興課  
監査対象年度 令和3年度  
監査実施期間 令和4年4月12日 ～ 令和4年5月12日

指摘事項	<p>① 手書き領収書において、次のような不適切な取扱いがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1冊ごとの連番をあらかじめ記載していないもの</li><li>・ 納入者と取扱者が同一人物であるもの</li></ul> <p>手書き領収書の取扱いについては、十分に注意を払い、八代市会計規則及び「会計事務の手引き」に基づき、適正な事務手続を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>① ・ 現在使用中の手書き領収書に予め連番を附番しました。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 納入者と異なる職員が領収事務を行うよう係員へ周知しました。</li></ul> <p>手書き領収書の取扱いについては、八代市会計規則及び「会計事務の手引き」に基づき、十分な注意を払いつつ適正な事務手続を行うこととします。</p>

指摘事項	<p>② 千丁支所地域振興課で行っている各種団体の会計事務において、次のような不適切な取扱いがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入、支出後の管理監督者による収入、支出何等への確認印が押印されていないもの</li> <li>・支出の根拠書類となる領収書等が適正に保管されていないもの</li> <li>・現金を金庫で保管する際の、現金・金券預戻簿を作成していないもの</li> </ul> <p>準公金の取扱いについては、共通指摘事項において記述したことに留意し、適正な会計事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>② ・安全運転管理者等協議会第1分会の会計事務について、収入伝票及び支出伺に管理監督者による確認印押印欄を設けました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・せんちょうい草の里まつり実行委員会の会計事務について、支出の際には、支出の根拠書類となる領収書を受領する、又は、支出負担行為兼支出命令書の領収欄に相手方から必要事項を記載の上、受領印を押してもらうようにしました。</li> <li>・現金を金庫で保管する際の現金・金券預戻簿については、別紙のとおり作成のうえ運用しています。</li> </ul> <p>なお、準公金の取扱いについては、その重要性をあらためて認識し直し、担当業務で準公金を扱う係員や管理監督職に対し、その事務取扱いについて適正な会計事務を行うべく周知・徹底します。</p>

指摘事項	<p>③ い草の里まつり実行委員会において、市からの負担金として、事前に事業計画及び予算書に基づき 269,000 円を受領しており、歳出の決算額は 184,474 円となっていたが、戻入が行われていなかった。</p> <p>現年度の事業実施のための負担金であるので、精算の結果、事業費の額が負担金の額に満たない場合は負担金の戻入を行う必要があった。</p> <p>任意団体への負担金支出については、負担金額の妥当性等を検証し、適切な会計事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>③ 令和3年度の収入と支出の差額 84,526 円については、令和4年度への繰越金に計上しました。令和4年度からは、精算の結果、歳出総額が負担金額を上回らない場合、差額の負担金を戻入することとします。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 総務企画部 鏡支所地域振興課  
監査対象年度 令和 3年度  
監査実施期間 令和 4年 4月12日 ～ 令和 4年 5月12日

指摘事項	<p>① 有佐駅前駐車場の貸付において、年度途中で生じた新規契約や契約解除に伴う金額の変更調定を令和4年3月31日に一括で行ってあった。</p> <p>調定は歳入金の収納前に行われることが原則であり、変更調定の時期は、当該事由が発生した日付となることから、契約締結もしくは契約解除等、変更要件の発生を根拠として、案件ごとに変更調定を行う必要があった。</p> <p>地方自治法、同法施行令、八代市会計規則、「会計事務の手引き」等に基づき、適正な事務手続を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>①指摘のあった年度途中で生じた変更調定については、新規契約や契約解除の根拠となる契約日において、変更調定を行うよう改善しました。</p>

指摘事項	<p>② 有佐駅前駐車場貸付収入において、定期的な収納状況確認は行われていたが、滞納者についての債権管理台帳が整備されていなかった。</p> <p>債権を適切に管理するためには、台帳を整備し、管理の経過に関する情報を日常的に記録しておくことが重要となる。</p> <p>債権管理条例、同条例施行規則、「八代市債権管理マニュアル」（平成29年3月納税課策定）等に基づき、適正な債権管理事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>②指摘のあった債権管理台帳の整備については、債権管理台帳を整備し、債権の適切な管理を行うよう改善しました。</p>



八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名            鏡支所 市民環境課

監査対象年度        令和3年度

監査実施期間        令和4年4月12日 ～ 令和4年5月12日

指摘事項	<p>① 融通資金の資金補充用の通帳を保管している金庫の鍵と通帳印の両方を課長が管理していた。</p> <p>「適正な公金等取扱事務の徹底について」（令和2年6月16日付け八市人事第106号依命通達時の添付文書）及び八代市職員のコンプライアンス指針に、預金通帳と印鑑はそれぞれ別の管理監督者や職員が金庫等の施錠できる場所に保管する分散保管を原則としている。</p> <p>複数の職員で管理する等、適正な公金取扱事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>① 指摘があった「融通資金の資金補充用の通帳を保管している金庫の鍵と通帳印の両方を課長が管理していた。」件については、一元管理とならないように課長が通帳印を保管している出納金庫の鍵を保管し、市民サービス係長が融通資金の資金補充用の通帳を保管している金庫の鍵を保管するように改善しました。</p>

指摘事項	<p>② 業務終了後、現金等を保管している手提げ金庫を施錠しないまま、出納金庫で保管していた。</p> <p>公金等取扱マニュアルでは、「手提げ金庫の鍵は市民環境課長が保管する」となっていることから、現行の事務処理はマニュアルと異なる取扱いになっていた。</p> <p>マニュアルの再点検、改正等を実施するとともに、現行の管理体制を改めて確認し、マニュアルに沿った取扱いの徹底を図っていただきたい。</p>
改善内容	<p>② 指摘があった「業務終了後、現金等を保管している手提げ金庫を施錠しないまま、出納金庫で保管していた。」件については、業務終了後は手提げ金庫に鍵をかけて保管するように改善しました。なお、一元管理とならないように課長が出納金庫の鍵を、市民サービス係長が手提げ金庫の鍵を管理することとし、公金等取扱マニュアルの文言を令和4年4月25日付けで改訂しております。</p>

八代市監査委員 様

八代市議会議長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名            議会事務局  
監査対象年度        令和3年度  
監査実施期間        令和4年4月12日 ～ 令和4年5月12日

指摘事項	<p>② 公金等取扱マニュアルの管理体制に「現金等取扱記録簿を作成し、毎月末日に次長及び次長補佐による照合を行うものとする。」と規定してあるが、現金等取扱記録簿が作成されていなかった。</p> <p>会議等出席負担金（議長分）や視察旅費等の現金を一時的に保管する場合は、マニュアルに沿って、現金等取扱記録簿を作成し、関係書類との照合や複数職員による確認を行い、正確な管理と適正な保管を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>現在、現金等取扱記録簿を作成しまして、毎月末日に次長及び係長が関係書類との照合・確認を行い、確認欄に押印することとしています。</p>

<p>指摘事項</p>	<p>③ 議会事務局で行っている「八代・天草シーライン建設促進市議会議員連盟」の会計事務において、次のような不適切な取扱いがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通帳と印鑑を同じ場所に保管してあった。</li> <li>・ 出納簿が作成されていなかった。</li> </ul> <p>準公金の取扱いについては、共通指摘事項において記述したことに留意し、適正な会計事務を行っていただきたい。</p>
<p>改善内容</p>	<p>現在、通帳は総務係長の鍵付きキャビネットに保管し、印鑑は次長の鍵付きキャビネットに保管し、個別に管理しています。</p> <p>また、出納簿を作成しまして、毎月1回次長及び係長が関係書類との照合・確認を行い、確認欄に押印することとしています。</p>

八市財経公第 828 号  
令和 5 年 1 月 18 日

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 財産経営課  
監査対象年度 令和 3 年度  
監査実施期間 令和 4 年 6 月 2 日 ～ 令和 4 年 7 月 7 日

指摘事項	<p>②市庁舎の一部の行政財産使用許可を行い使用料を徴収しているが、歳入科目が財産貸付収入になっていた。</p> <p>財産貸付収入は、地方公共団体が有する財産を、賃貸借契約を締結し貸付けたことにより生ずる収入の歳入科目であり、行政財産の目的外使用の対価として徴収する収入の歳入科目は使用料となる。</p> <p>また、市庁舎の一部の貸付及び使用許可に伴う光熱水費の歳入科目が使用料になっていた。貸付又は使用許可により行政財産を利用させたことに伴う光熱水費の収入は、使用料条例に基づくものではなく実費徴収となるので、歳入科目は、使用料ではなく諸収入の雑入となる。</p> <p>適正な歳入科目による収入を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>②市庁舎の一部の行政財産使用許可を行い使用料を徴収しておりますが、歳入科目が財産貸付収入になっていました。行政財産の目的外使用の対価として徴収する収入の歳入科目は使用料となることから、収入更正を行いました。</p> <p>また、市庁舎の一部の貸付及び使用許可に伴う光熱水費の歳入科目が使用料になっていましたが、使用料条例に基づくものではなく実費徴収となりますので、歳入科目は、使用料ではなく諸収入の雑入となることから、収入更正を行いました。</p>

指摘事項	<p>④公衆電話取扱手数料に係る現金出納簿の作成と管理監督者による確認及び確認印の押印が行われていなかった。</p> <p>八代市会計規則第12条第3項に「出納員等は、歳入金の保管整理のため、現金出納簿を備えなければならない。」と規定されている。</p> <p>八代市会計規則及び「会計事務の手引き」に基づき、適正な現金取扱事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>④ご指摘のあった事務処理については、「会計事務の手引き」に基づき現金出納簿を作成し、管理監督者による確認及び確認印の押印を行うように改善しました。</p>
指摘事項	<p>⑥使用面積等の算出が困難であるため、貸付料の算出は不可能であるとの理由で、普通財産の貸付料を徴収していなかった。</p> <p>地方自治法第237条第2項に、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを適正な対価なくして貸し付けてはならないと規定してある。また、本件の相手方は、八代市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条の普通財産の無償貸付け又は減額貸付けができる規定に該当する団体ではないため、議会の議決がなければ、適正な対価なく貸し付けることはできない。</p> <p>貸付料算出の基準を策定し、適正な普通財産の貸付けを行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>⑥八代市行政財産使用料条例の規定を準用して算出した金額を貸付料として徴収することによって、適正な普通財産の貸付けを行ってまいります。</p>

指摘事項	<p>⑧本庁舎自動販売機設置に係る公募型プロポーザルにおいて、申込者による書類の差替えや辞退届の提出が行われていないにもかかわらず、決裁を受けることもなく、参加申込書の内容訂正が提出期限以降に行われていた。</p> <p>募集要項の11その他の(1)に「提出期限以降における書類の差替え、再提出は認めない。」、(2)に「参加申込みを辞退する場合又は貸付契約の締結を辞退する場合は、速やかに辞退届を提出すること。」と規定してある。</p> <p>今後の契約事務については、募集要項に基づく事務処理を行うとともに、適正な決裁事務を行っていただきたい。</p> <p>また、募集要項において、八代市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者(以下「名簿登録者」という。)は、商業登記簿謄本などの参加申込書類の一部を提出不要と規定してあるが、3か月以内などの発行時期の条件を満たしていないため、名簿登録者であっても提出を求めるべきものがあった。</p> <p>公募する時期によって、募集要項に規定する提出書類を検討し、公平な取扱いになるようにしていただきたい。</p>
改善内容	<p>⑧ご指摘のあった契約事務については、今後、募集要項に基づく事務処理を行うとともに、適正な決裁事務を行います。</p> <p>また、応募に係る提出書類についても、公平な取り扱いとなるようにします。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名            フードバレー推進課  
監査対象年度        令和 3 年度  
監査実施期間        令和 4 年 4 月 12 日 ～ 令和 4 年 5 月 12 日

指摘事項	<p>① 熊本県やつしろ晩白柚ブランド推進協議会の負担金について、同協議会規約第 16 条別表 2 では、「熊本県果樹振興実績調査文旦類の結果樹面積比率を基に八代市及び氷川町が負担すべき額を算出する。」となっているが、負担金算出の際に端数が出た場合の処理方法が定められていなかった。</p> <p>端数処理の方法については、負担金の額を確定させるための根拠となることから、規約等で具体的に定めておくべきである。</p> <p>必要事項を規約等に定め、適正な負担金交付事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>① 指摘のあった負担金の端数処理の方法につきましては、協議会規約の別表 2 に明記しました。今後は、協議会規約に従い適正に処理してまいります。</p>



<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">指摘事項</p>	<p>② 八代産豊表認知向上・需要拡大推進協議会に対する八代市の負担金の額については、同協議会会則第12条別表第2により「八代市に寄せられた寄附金」の額を基に算出することが定められているが、令和3年度の負担金の積算では、令和2年度「八代産豊表応援寄附金」6,885,000円を基に算出されていた。</p> <p>会則における「寄附金」という文言では、その対象となる寄附金が不明瞭であり、「八代産豊表応援寄附金」を対象とした根拠に乏しい。</p> <p>会則第12条別表第2中の「寄附金」という文言については、対象とする寄附金や該当年度等が明確に判断できるような表現にしていただきたい。</p> <p>また、「八代産豊表応援寄附金」の額を負担金の積算根拠とするのであれば、当該寄附金を所管する課へ金額の照会を行い、確認書類を添付したうえで、負担金額の精査を行っていただきたい。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">改善内容</p>	<p>② 対象となる寄附金については、12月に開催した、第3回八代産豊表認知向上・需要拡大推進協議会の会議において、会則に寄附金名を明記するなど変更を行いました。</p> <p>寄附金額の確認については、八代産豊表応援寄附金を積算根拠にしているため、所管課へ照会を行い書類を確認する等、今年度から負担金の精査を行っております。</p>

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名 下水道建設課  
監査対象年度 令和 3 年度  
監査実施期間 令和 4 年 6 月 3 日 ～ 令和 4 年 7 月 7 日

指摘事項	<p>下水道敷地等占用料の額は、八代市道路占用料に関する条例の改正により、令和 2 年 4 月 1 日から近傍類似の土地の固定資産税評価額に 0.014 を乗じて得た額となっていたが、令和 2 年度から 4 年度まで、改正前の 0.01 を乗じて得た額を徴収してあった。</p> <p>八代市道路占用料に関する条例を確認し、適正な下水道敷地等占用料の徴収を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった下水道敷地等占用料については、今後は、最新の八代市道路占用料に関する条例に基づき、適正な下水道敷地等占用料の徴収を行います。</p>

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

課 かい 名                    水道局  
監査対象年度                令和3年度  
監査実施期間                令和4年6月2日 ～ 令和4年7月7日

指摘事項	<p>① 集合住宅の水道メータの取付工事において、図面の部屋番号と実際の部屋番号の相違による請求誤りが多数発生したほか、誤検針による調定の減額処理が行われていた。</p> <p>これらは人為的なミスであり、使用者に不利益が及ばないようにしなければならない。</p> <p>今後は、給水検査時のチェック体制の見直し、委託業者への指導を行うなど再発防止策を講じていただきたい。</p>
改善内容	<p>①給水検査時のチェック体制については、料金担当（委託先）、給水設備の担当に加え、担当係長による確認も行うようにしました。また、誤検針については、毎月のミーティング時において、誤針がないよう周知徹底を行っており、誤針が多い検針員については個別指導を行いました。</p>
指摘事項	<p>② 自家用電気工作物の保安管理業務の4契約について、すべての見積合わせが同一の2者で実施されていた。</p> <p>見積業者は特定の者だけを選定するのではなく、固定化しないようにしなければならない。「見積業者の選定について」（令和4年9月5日付け八市契第777号）に基づき、業者の受注機会、競争性及び公正性の確保を図り、できるだけ多くの業者を選定し、見積書を徴するようにしていただきたい。</p>
改善内容	<p>②見積業者の選定に関する通知文に基づき、今後は見積徴収業者を固定化しないよう契約ごとに2者以上選定します。</p>